

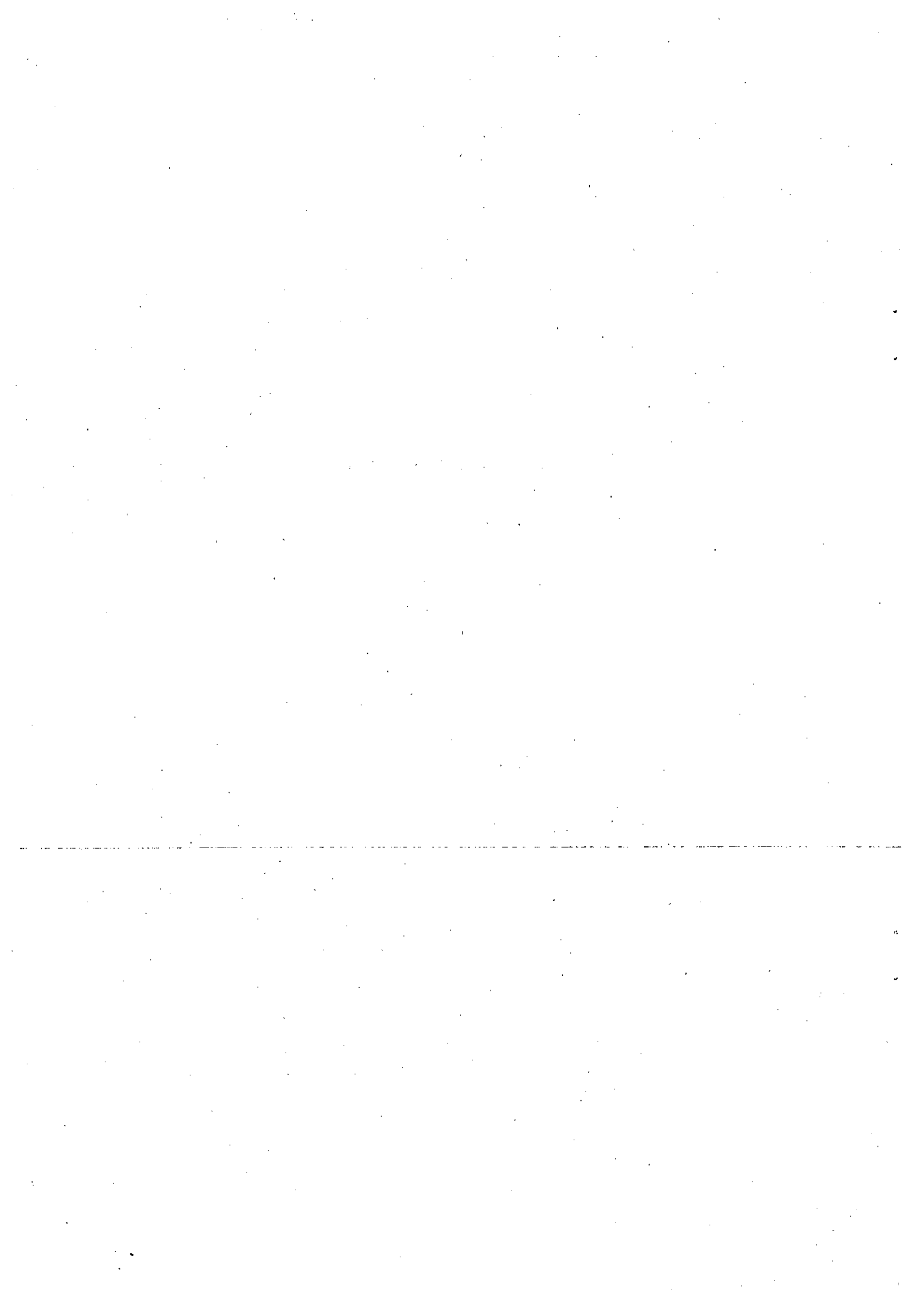
総務教育常任委員会資料

(平成27年2月12日)

〔件名〕

- ・第2回パートナー県政推進会議の概要について 【企画課】・・・ 1
- ・国の施策等に関する提案・要望に係る国予算等への反映状況について
【企画課】・・・ 3
- ・「地方分権改革に関する提案募集」に係る対応結果について
【企画課】・・・ 5
- ・第53回関西広域連合委員会及び関西経済界との意見交換会について
【企画課】・・・ 14
- ・「H26鳥取県に関するイメージ調査」の結果について【広報課】・・・ 20

未来づくり推進局



第2回パートナー県政推進会議の概要について

平成27年2月12日
企 画 課

「県政は県民のパートナー・地域のパートナー」であることを原点として制定した鳥取県民参画基本条例の基本理念に基づき、県政への県民意見の反映や県民と県政との協働のあり方について議論を深め、施策の改善を検討するため設置された「パートナー県政推進会議」の第2回目の会議を開催し、県政の協働のあり方や地方創生に向けた取組等について意見交換を行いました。

1 開催概要

- (1) 日時 1月25日(日) 午後2時から3時30分まで
- (2) 場所 鳥取県立図書館大研修室
- (3) 出席者 委員等14名(うち委員10名、若者委員4名)、知事、未来づくり推進局長ほか

2 主な意見

(1) テーマ1：県民と県政との協働のあり方

- ・県政電子参画アンケートの回答者を18歳以上から16歳以上に拡大するなど、若者の意見が聞ける体制づくりが必要。
- ・県政参画電子アンケートは、意見を聞いてもらえるが言いつ放しの感がある。そこから先のフォローが欲しい。
- ・正式な会でなくとも座談会だと双方向で言いたいことが言えるので、小規模な座談会をきめ細かく開いてはどうか。
- ・新たな活動を始めたいときに、相談に行きやすい環境を作ること、また県や活動を後押しする団体の方々が現場で直接意見交換できる体制があれば良い方向に進んでいくと思う。
- ・行政主催の会議は平日開催が大半だが、当会議のように土日開催だと県民は参加しやすい。
- ・県との協働では、県よりも県民が先に動き、その動きに県が協力する形が望ましい。

(2) テーマ2：地方創生に向けた取組について

[子育て・教育]

- ・母親が必要なときに仕事を休めることが大事。子どもの通院や参観日など、親の代わりが務まらないものもある。
- ・閉店している商店街を県内実業高校の生徒が活動できる場所にしてはどうか。

[産業・雇用]

- ・人口減を止めるため、海外輸出に有利な港をアピールし企業誘致に活かし、雇用の増加につなげてはどうか。
- ・韓国など東アジアとの結び付きは今後も必要となり、この結び付きが鳥取県の地方創生のインセンティブの一つとなる。
- ・老人が増えて施設が増えれば介護の雇用が増える。老人大国にしてはどうか。
- ・介護分野は低賃金で人材不足と言われているが、鳥取県ではそれなりの額を払っていると思う。

[移住定住]

- ・Iターンで来られた方は発信力があるので活用すべき。
- ・鳥取県の海岸に県外のサーファーがたくさん来ている。海という資源をPRし、休憩所などを設置し滞在時間を長くすれば、移住につながる可能性もある。
- ・人口を増やすには、子育て世代を受け入れるのがよい。
- ・新規就農を目的に移住した若い世代は有機農業の希望者が多いが、有機農業に対する県内の理解は進んでいないので、普及啓発を一層進めてほしい。有機先進県になれば若い世代の移住者が増える。

3 委員

※五十音順

区分	氏名	所属
座長	岩世 麗	鳥取短期大学 ソーシャルラーニングコーディネーター
委員	足立 淳	社会福祉法人もみの木福祉会 管理部部長
	新 勝彦	羽合小ホエホエ隊 (湯梨浜町おやじの会)
	坂本 綾子	専業農家、主婦 (横浜から移住)
	薛 幸夫	在日大韓国民団鳥取地方本部団長
	寺岡 昌一	県優秀経営農林水産業者表彰 (H24.10)
	中川 玄洋	NPO法人学生人材バンク 代表 [欠席]
	長田吉太郎	ながた茶店 代表取締役 [欠席]
	西村早栄子	NPO法人森のようちえんまるたんぼう 代表 [欠席]
	西本 光子	とっとり暮らしアドバイザー (東京から移住)
	福留 弘明	鳥取じげおこしインターネット協議会 事務局長 [欠席]
	船田 揚	県政参画電子アンケート会員
	本城 祐子	米子まちづくり塾 副代表
	渡邊 萌生	八頭町地域おこし協力隊
	若者委員 (公募)	砂場 亮志
大本 瑞希		高校2年 (鳥取市在住)
米田 理紗		高校2年 (倉吉市在住)
渡邊紗恵子		高校1年 (鳥取市在住)

※若者委員はオブザーバーとして参加。

[県側] 知事、未来づくり推進局長、企画課長、県民課長、鳥取力創造課長、
長寿社会課地域支え愛推進室長 (オブザーバー参加：とっとり県民活動活性化センター)

国の施策等に関する提案・要望に係る 国予算等への反映状況について

平成 27 年 2 月 12 日
企 画 課

国の施策等に関して行った次の提案・要望について、国の平成 27 年度予算案等への反映状況（現時点で把握できる内容）は下記のとおりです。

1 予算措置、制度改正等がなされた主な項目

①地方創生のための対策の着実な実施について

→ 平成 26 年度補正予算案において、地方創生に向けた取組を支援するため、地域住民生活等緊急支援のための交付金が設けられた。また、国の平成 27 年度予算案では、一般財源総額について 26 年度の水準を上回る額が確保されるとともに、地方創生関連として 1 兆円が地方財政計画の歳出に計上された。

→ 規制改革については、「地方創生特区*」の創設が打ち出され、3 月にも地方創生特区が指定される見込み。

* 地方創生特区…国家戦略特区法の規制改革事項等のうち、地方の新規産業や雇用創出を目指す取組などを地方創生特区として指定するもの。

②地産地消による学校給食用牛乳の供給について

→ 国の制度は、学校給食の牛乳を都道府県が地域ごとに入札して価格と業者を決定する（購入契約者は市町村）ことを要件に補助金が出されていたが、適正な価格決定などを前提に、入札せずに大山乳業から調達しても補助金を出すことが容認された。

③中山間地域等直接支払交付金の返還要件緩和について

→ 平成 27 年度以降、養魚場など林業・水産業施設に中山間地域等直接支払制度の協定農地を転用する場合であっても、集落全体でなく転用農地分の交付金の返還にとどめるとされた。さらに、地域再生法に基づき市町村が計画を立てて農家レストランのような施設に転用する場合は、返還を全額免除するとされた。

④林業・木材産業の成長産業化等に向けた予算の確保について

→ 森林整備加速化・林業再生基金が今年度限りとされていたところ、平成 26 年度補正予算において、「森林整備加速化・林業再生対策」（546 億円）が計上され、平成 27 年度まで実施可能となった。

⑤「危険ドラッグ」の撲滅について

→ 本県の条例改正が国の法改正にも影響を及ぼし、法による販売等停止命令等の対象を、指定薬物の疑いがある物品から、指定薬物と同等以上に精神毒性がある蓋然性が高いと疑われる物品に拡大するとともに、これらの物品と名称・形状・包装等から同一とみられる物品の広域的な規制が導入され、成分を特定しない段階での規制の範囲が大きく広がった。

⑥番号制度導入に係るシステム対応と費用負担について

→ 平成 26 年度一般会計補正予算と平成 27 年度当初をあわせ 240 億円増（H26、H27 年度国庫補助金に係る総務省予算計 841.5 億円）の追加支援が決定された。

2 予算措置、制度改正等はなされたが本県への重点配分に向け引き続き要望が必要なもの

①高速ネットワークの早期整備について

- 「全国ミッシングリンクの整備」に相当する予算は今年度並みの水準を確保されたと思われ、今後の事業箇所別配分において、当県への重点配分がなされるよう、引き続き要望する。
※箇所付は予算成立後に判明

②北東アジアゲートウェイ「境港」の重点整備について

- 今後の事業箇所別配分において、当県への重点配分がなされるよう、引き続き要望する。
※箇所付は予算成立後に判明。新規箇所（竹内南地区）は予算成立前の事業評価時（3月中下旬）に判明

③外航クルーズ船寄港および国際航空路線の拡充等に伴うC I Q体制の充実について

- 地方入国管理局の増員（+166人）等が図られたことを受け、本県に重点配置されるよう引き続き要望する。
なお、米子空港については、経済対策（平成26年度補正予算）において、入国審査ブースの増設（4→6ブース）等が盛り込まれることとなった。

④地方分権改革の推進について

- 長年の懸案事項であった農地制度について、転用許可権限が都道府県等に移譲されることとなった。ただし、ハローワークの移管など、残された重要課題も多いことから引き続き全国知事会などを通じて要望していく。

「地方分権改革に関する提案募集」に係る対応結果について

平成 27 年 2 月 12 日
企 画 課

本年度から導入された地方分権改革に関する提案募集制度について、各自治体からの提案に対する政府の対応方針が平成 27 年 1 月 30 日に地方分権改革推進本部において決定され、同日閣議決定されましたので、その概要及び本県からの提案に対する対応結果について報告します。

1 「平成 26 年の地方からの提案に関する対応方針」(閣議決定)の概要について

(1) 基本的考え方

- ・新たな局面を迎える地方分権改革においては、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成 26 年から「委員会勧告方式」に代わり、地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入。
- ・地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマ。
- ・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進。

(2) 対応結果の概要

- ・地方からの提案の約 6 割について実現又は趣旨を踏まえた対応等を実施
- ・上記には現行規定で対応可能とされた提案を含む
(866 件の提案うち実現又は趣旨を踏まえた対応等を実施としたもの 495 件=57.2%)

2 本県からの提案に対する対応結果について

(1) 概要

区分				小計 ①	実現できなかった	計 ②	実現等の 割合 ①/②
	提案が概ね実現	一定の改善を図る	今後検討を進める				
件数	7	7	5	19	9	28	67.9%

※提案の約 7 割について実現又は趣旨を踏まえた対応等を実施(詳細は別紙のとおり)

※上記のほかに内閣府の事前審査の段階で対象外と判断された提案が 3 件あり

(2) 実現した提案の主なもの

- ・農地転用許可権限の都道府県等への移譲
4 ha 以上の転用権限を都道府県へ移譲するとともに、2～4 ha の転用に係る大臣協議を廃止する。あわせて指定市町村(農地確保に関する一定の要件を満たす市町村)に対しても都道府県と同様の権限を移譲する。
- ・地域限定通訳案内士の育成及び確保にかかる事務の都道府県への移管
地方公共団体が実施する研修を修了すれば、当該地方公共団体が設定する区域において、通訳ガイドの資格を付与する特例制度(構造改革特区)を創設する。
- ・放課後児童健全育成事業における補助要件の緩和
10 人未満の放課後児童クラブについても国庫補助制度の対象とする。

(3) 関西広域連合提案分について

山陰海岸ジオパーク推進担当として本県が主体となって山陰海岸国立公園に係る管理権限の移譲について提案したが、国立公園の管理は全国的・国際的な見地から国が行うべきとして、実現には至らなかった。

3 国の今後の対応

- (1) 法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成 27 年通常国会に提出予定。
- (2) 現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、地方公共団体に対して通知等を実施。
- (3) 引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告。

【参考】

「地方分権改革に関する提案募集」制度について

1 制度趣旨

地方分権改革有識者会議において、求められる地方分権改革の推進手法として、国が主導する短期集中型のスタイルから、地域における実情や課題に精通した地方の発意に根ざした息の長い取組を行うスタイルへの転換が議論された。

この議論を踏まえ、委員会勧告に替わる新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行うものとして募集が行われるもの。

2 提案の主体

都道府県及び市町村（特別区を含む）、一部事務組合及び広域連合、全国的連合組織（いわゆる「地方六団体」）、地方公共団体を構成員とする組織（中国地方知事会など）

3 提案の対象

①地方公共団体への事務・権限の移譲

国出先機関のみならず本府省の事務・権限も対象

②地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し）

補助要件の緩和等も対象

4 事務・権限の移譲の方法

全国一律の移譲又は全国一律の移譲が難しい場合は、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲（手挙げ方式）も可能。

5 募集期間

平成 26 年 5 月 20 日（火）～7 月 15 日（火）

6 提案を受けた政府の対応

- ・内閣府において関係府省と調整を実施。特に重要と考えられる提案については地方分権改革有識者会議又は専門部会で、集中的に調査・審議。
- ・提案団体、地方六団体から意見の聴取。
- ・提案に対する対応方針については、年末までに、有識者会議の調査審議を経て、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定。

「地方分権改革に関する提案募集」に係る提案項目一覧

(平成27年1月30日現在)

①提案が実現したもの

所管省庁	項目	概要	最終的な調整結果
1 文部科学省	高等学校等就学支援金の事務の簡素化	高等学校等就学支援金の給付事務のうち都道府県及び学校設置者から生徒個人に対する通知の一部を廃止し、学校設置者に対する一覧の送付とする。	高等学校等就学支援金の支給額の通知については、授業料等の納付通知に支給額を記載し、支給額の通知とすることも可能であること等を、事務処理要領において明確化し、都道府県等に通知する。
2 厚生労働省	水道事業等に関する認可等の権限の都道府県への移譲	水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用供給事業)に関する認可等の権限を都道府県に移譲する。	水道事業の認可等の権限について、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完結する水道事業等(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。
3 厚生労働省	放課後児童健全育成事業における補助要件の緩和	放課後児童健全育成事業における補助要件を緩和する。(補助対象の下限:10人→5人)	放課後児童健全育成事業の補助要件について、平成27年度から、10人未満の放課後児童クラブについても補助対象とするよう見直す。
4 農林水産省	農地転用の農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲等	農地転用に係る農林水産大臣の許可権限を市町村へ移譲する。あわせて農地転用の都道府県知事の許可権限を市町村に移譲するとともに、農林水産大臣への協議を廃止する。	<p>農地法及び農業振興地域の整備に関する法律における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。</p> <p>(i) 農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(地方六団体提言)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 <p>(ii) 農地転用許可の権限移譲等について。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議については、廃止する。 4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事に移譲する。 農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付けの在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じて農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
5 農林水産省	学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者決定に係る制度見直し	学校給食用牛乳の供給価格及び供給業者選定について適正価格を担保することを前提に地域の実情にあわせ県の裁量により行うことができるようにする。	供給価格及び供給事業者の決定に係る補助条件については、透明性の高い手法を通じて、適正にこれらを決定できることが明確である場合、競争入札によらずとも、学校給食用牛乳の供給に対する助成の対象となり得ることを、地方公共団体に周知する。
6 農林水産省	補助公共事業の繰越手続等に関する事務の委任	補助公共事業の繰越手続等の事務を都道府県知事又は知事の指定する職員に委任する。	農林水産省が所管する補助公共事業に係る繰越し及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の手続に関する事務を、都道府県の知事又は知事の指定する職員が行うことについては、実現に向け、手続を進める。
7 国土交通省	地域限定通訳案内士の育成及び確保にかかる事務の都道府県への移管	地域限定通訳案内士の要件等を各都道府県知事が定め、運用することができることとする。	地方公共団体が実施する研修を修了すれば、当該地方公共団体が設定する区域において、通訳ガイドの資格を付与する特例制度を創設する。

②提案の趣旨を踏まえ一定の改善が図られるもの(予定のもの)

所管省庁	項目	概要	最終的な調整結果
8 総務省	移動通信用鉄塔整備事業に係る財産処分の届出	移動通信用鉄塔施設・設備の財産処分の承認権限を都道府県に移譲する。	財産処分の届出受理権限については、都道府県及び市町村の意見を踏まえ、都道府県に移譲する方向で、権限移譲の対象とする財産処分の範囲等の検討を進め、平成27年中に結論を得る。
9 厚生労働省	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	事業協同組合等が作成する改善計画の認定については、これを要件とする現行の助成金の活用促進を図る観点から検討し、手続の簡素化を図る。
10 農林水産省	保安林解除に係る国への協議の廃止	保安施設事業施行地内の民有林保安林において、保安林解除に係る国への協議を廃止する。	保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。
11 農林水産省	農用地区域内への農家レストランの設置の容認	農家レストランを農家用施設と位置づけ、農用地区域内における農家レストランの設置を可能とする。	農家レストランの農用地区域内への設置については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する。なお、地域再生法の一部を改正する法律において、農家レストランを含む六次産業化に資する施設等の整備について農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。
12 経済産業省	企業立地促進法に基づく基本計画に係る国の協議、同意の廃止	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の協議、同意を廃止する。	基本計画及びその変更に係る同意については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないこととするとともに、法定協議に当たったの留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。
13 国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業に係る要件の緩和	地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう補助要件を緩和する。	地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。
14 国土交通省	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の廃止	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃し、意見聴取へ変更する。	土地利用基本計画の変更については、過去の国と都道府県との協議における国の指摘事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図る。

③提案を踏まえ対応を今後検討予定のもの

所管省庁	項目	概要	最終的な調整結果
15 厚生労働省	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業の都道府県への移譲	国の一元管理化にある無料職業紹介事業について、雇用環境、人口規模等で特殊性の高い地域で自治体の雇用施策との一体運用を希望する都道府県に移譲する。	公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv) ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。
16 厚生労働省	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務の都道府県への移譲	自治体が設置するふるさとハローワークに対して雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務を希望する都道府県に移譲する。	雇用保険の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、引き続き、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。
17 厚生労働省	基準病床数を超える場合の医療機関の増床許可の制限に係る規定の見直し	医療機関が新增設することが必要な病床数について、都道府県の裁量により決定できるようにする。	医療計画に定める基準病床数制度については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。

18	厚生労働省	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	事業協同組合等が作成する改善計画の認定については、これを要件とする現行の助成金の活用促進を図る観点から検討し、手続の簡素化を図る。
19	環境省、経済産業省、農林水産省、財務省、厚生労働省、国土交通省	各種リサイクル法に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の都道府県への移譲	各種リサイクル法に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。	指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

④実現しなかったもの

所管省庁	項目	概要	最終的な調整結果 【最終結果が示されなかったものについては各府省庁からの第2次回答の状況】
20	厚生労働省	ロボット手術に対する混合診療の適用	保険診療の対象外のロボット手術(先進医療又は高度医療の対象外のもの)について混合診療の対象とする。 【第2次回答】 現行規定上、医療機関が安全性・有効性のエビデンスがある医療について申請し、承認されれば先進医療として実施できることとなり、提案主体が緩和を求める「地方に対する規制」自体が存在しないため、対応することは出来ない。
21	厚生労働省	児童発達支援センターにおける利用者への食事提供方法に係る基準の緩和	児童発達支援センターの利用者への食事提供方法について、施設外で調理し搬入する方法等も認める。 【第2次回答】 構造改革特別区域法に基づき「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」による特例を設け、鳥取県を含め、一部の自治体で外部搬入を実施しているところであるが、全国展開については、現在実施件数が少なく十分な評価を行うことができないことから、平成28年度に予定している別途実施中の保育所の外部搬入についての評価とあわせて評価を行い、対応を検討してまいりたい。
22	厚生労働省	「森のようちえん」の子ども・子育て支援新制度への位置づけ	子ども・子育て支援新制度において「森のようちえん」が支援対象となり得るよう、地域子ども・子育て支援事業の要件を緩和する。 【第2次回答】 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に基づいて対象事業が限定されており、新たな事業の追加や要件緩和には法改正等が必要となるとともに、地域子ども・子育て支援事業は、全国的に普及しており、法令上位置づけられた事業が対象となっている。 また、「森の幼稚園」の取組みを国庫補助の対象とするためには、所要の追加財源が必要となる。 ただし、子ども・子育て支援法の附則において、施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしており、「森の幼稚園」の取組み状況等を踏まえ、検討することになると考えている。
23	国土交通省	都市計画区域マスタープラン策定権限の市町村への移譲	都市計画区域マスタープランの策定権限について、都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結する場合の策定権限を都道府県から市町村へ移譲する。 【第2次回答】 都市計画区域マスタープランは、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定される都市施設に関する方針なども含めて都市計画区域全体の基本的方向性を示すものであって、必要に応じて隣接・近接する都市計画区域や都市計画区域外の現況や今後の見通しを勘案し、都市計画区域内の市町村の合意形成とともに広域的な課題の調整を図られるよう策定されるべきものであり、都市計画区域の指定を行う都道府県において決定することが適切である。
24	国土交通省	都道府県の都市計画決定に係る義務付けの一部廃止	都道府県が定める都市計画のうち一般国道(指定区間外)・一般河川(指定区間)については、国土交通大臣協議～同意手続きを廃止する。 【第2次回答】 個別法において、事業内容、事業区域等について個々に調整しているものの、都市の健全な発展や良好な都市空間の形成などのため、例えば国道等の機能により広域的に波及する影響を勘案して適切かつ必要な規模・配置がなされているか、ネットワークとして適切に機能するか、周辺の土地利用との整合が図られ周辺環境に十分な配慮がなされているか等の観点から都市計画案の協議、同意が必須とされており、実際その中で指摘をするケースもある。こうしたことから、一般国道及び一般河川に関する都市計画については国の利害に重大な関係がある都市計画であり、協議、同意は必要。
25	国土交通省	区域区分に係る国土交通大臣への同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。 国土交通大臣が区域区分に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に関し同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときを除く。)における農林水産大臣に対する協議については、市街化区域となる区域が農用地区域と重複する場合等に限り、その対象範囲を見直す。 ⇒本県提案の国土交通大臣への同意協議の廃止は実現せず
26	国土交通省	旅客自動車運送事業にかかる許認可等の権限の都道府県への移譲	2以上の都道府県にまたがる路線を除き、一般旅客自動車運送事業に係る道路運送法に基づく許認可等の権限を都道府県に移譲する。 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法により、地方公共団体が先頭に立ち、まちづくりと連携して、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための新たな枠組みが整備されたことを踏まえ、地域公共交通網形成計画等を作成する意欲のある地方公共団体に対し、計画作成のノウハウや知識・データを提供し、個別に相談に対応するなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよう、環境整備を進める。 ⇒本県提案の許認可権限の移譲は実現せず

27	農林水産省	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する際の農林水産大臣への協議を廃止する。	<p>農地法及び農業振興地域の整備に関する法律における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。</p> <p>(i) 農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(地方六団体提言)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。
28	農林水産省	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の農用地区域の設定・変更に係る都道府県知事への協議の廃止	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の都道府県知事への協議を廃止する。	<p>(ii) 農地転用許可の権限移譲等について。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付けの在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。 <p>⇒本県提案の農林水産大臣・都道府県知事への協議の廃止は実現せず</p>

⑤検討対象外と判断されたもの

所管省庁	項目	概要	検討対象外と判断された理由
29	ロシア人を対象とした査証発給要件の緩和	ロシア人が日本に上陸する時に必要とされている査証について、日本に上陸する場合、旅行会社取扱による団体旅行者に限り、数次査証の取得(1回の滞在期間は15日以内)を可能とする。	地方自治体の事務処理に係るものではないため
30	農業用ダムからの供給する畜産用水及び消費用水の使用料免除	農業用ダムのかんがい用水について、家畜の飲雑用水や夏場の乳牛の暑熱対策に導水して使用する場合及び消費用水を導水して使用する場合は「目的外使用料」を免除できることとする。	地方自治体の事務処理に係るものではないため
31	設備投資に対する補助金に係る「収益納付ルール」の廃止	「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」において課されている「収益納付ルール」を廃止する。	制度が終了したため

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」 の閣議決定を受けて

本日、政府は「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定した。安倍内閣総理大臣の固い決意に基づく英断により、地方分権改革の力強い前進が図られたことを高く評価するとともに、石破内閣府特命担当大臣をはじめ、これまでの関係者の高いリーダーシップに敬意を表するものである。

地方創生のため、自主的・主体的なまちづくりが求められる今、地方分権改革の最重要課題であった農地転用許可権限について、今般、4ha超の大臣協議が残ったものの、全ての権限を都道府県及び大臣の指定する市町村に移譲するとされたことは、これまでの地方分権改革の取組みの中で特筆すべき決断であり、地方分権改革の歩みを大きく進めるものとして評価する。今後、制度の詳細設計に当たっても、平成26年8月5日、地方六団体が取りまとめた「農地制度のあり方について」（以下、提言という。）を踏まえたものとなることを期待する。

地方は、移譲された権限に基づき、農業の再生と総合的なまちづくりを両立させ、地方創生の実現に尽くすとともに、特に、農地の確保については、提言の趣旨を踏まえ、国とともに責任を果たしていく決意である。

また、初年度となる提案募集方式については、提案団体からの提案の実現に真摯に取り組んで頂いたことを評価する。一定の前進があったが、このうち「検討を行う」とされている提案については政府全体として今後適切なフォローアップを実施すべきである。一方、「実現できなかったもの」とされた提案についても、次年度以降、検討を加えた上で再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に検討するべきである。

今後、今期通常国会に関連法案を提出の上、早期に成立を期していただくとともに、移譲等に伴う財源措置、スケジュールの提示、研修の実施・マニュアルの整備等について、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を進めることを望む。

平成27年1月30日

地方六団体

全国知事会会長	山田 啓二
全国都道府県議会議長会会長	林 正夫
全国市長会会長	森 民夫
全国市議会議長会会長	佐藤 祐文
全国町村会会長	藤原 忠彦
全国町村議会議長会会長	蓬 清二

地方分権改革に関する提案募集に係る要請について

この度、地方の発意に根ざした新たな取組である地方分権改革に関する提案募集に取り組み、長年の懸案であった農地制度に係る権限移譲が前進するなど、地方からの提案に対して真摯に対応いただき、その御尽力に深く敬意を表します。

しかしながら、地方分権改革有識者会議が取りまとめられた「地方分権改革の総括と展望」において広域連合の活用について言及され、この度の提案募集では、広域連合も対象とされ、手挙げ方式での提案も可能とされたにもかかわらず、関西広域連合から提案した8項目の提案については実現には至っておらず、遺憾と言わざるを得ません。

今後の提案募集の取組にあたりましては、責任ある広域自治体として、府県域を越える広域行政課題の解決に向けて着実に歩みを進めている関西広域連合の取組について十分御理解いただき、広域連合を活用した国からの事務・権限の移譲に向けての検討を進めていただきますよう、以下の点について強く要請し、特段の配慮を求めます。

1 関西広域連合を対象とした事務・権限の移譲を進めること

府県域を越える広域自治体として実績を積み重ねている関西広域連合からの提案を踏まえて具体的に検討を進め、財源確保等の所要の措置を行った上で、広域連合を活用した事務・権限の移譲を実現すること。

具体的な検討にあたっては、関西広域連合からの意見聴取を行うなど、関西広域連合との十分な意思疎通を図ること。

2 今回「実現できなかったもの」とされた提案について次年度以降も再提案できる仕組みとすること

関西広域連合の提案に対する各府省の回答は、地方分権改革に対して極めて消極的な姿勢であり、国に権限を残そうとする一方的な主張に終始し、納得できるものではない。

地方分権を国と地方の権限争いとして捉えるのではなく、地方創生などの観点から真に分権型社会を実現するため、国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限の移譲など今回の提案募集で実現されなかったものについて、そうした対応に至った客観的な理由を明らかにするとともに、次年度以降も再提案できる仕組みとすること。

平成27年2月2日

地方分権改革推進本部 本部長	安倍 晋三 様
内閣府特命担当大臣・地方創生担当大臣	石破 茂 様
地方分権改革有識者会議 座長	神野 直彦 様

関西広域連合

連 合 長	兵庫 県知事	井 戸 敏 三
副連合長	和歌山 県知事	仁 坂 吉 伸
委 員	滋賀 県知事	三 日 月 大 造
委 員	京都 府知事	山 田 啓 二
委 員	大阪 府知事	松 井 一 郎
委 員	鳥取 県知事	平 井 伸 治
委 員	徳島 県知事	飯 泉 嘉 門
委 員	京都 市長	門 川 大 作
委 員	大阪 市長	橋 下 徹
委 員	堺 市長	竹 山 修 身
委 員	神戸 市長	久 元 喜 造

第53回関西広域連合委員会及び関西経済界との意見交換会について

平成27年2月12日
企 画 課

1月22日(木)に大阪市内(大阪府立国際会議場)で開催された「第53回関西広域連合委員会」及び「関西経済界との意見交換会」の開催結果は、次のとおりです。

第53回関西広域連合委員会

1 日 時 平成27年1月22日(木) 16:00~17:00

2 出席者 井戸連合長(兵庫県)、仁坂副連合長(和歌山県)、三日月委員(滋賀県)、山田委員(京都府)、飯泉委員(徳島県)、竹山委員(堺市)、植田副委員(大阪府)、鳥居副委員(神戸市)、岡崎局長(鳥取県)、辻室長(京都市)、村上局長(大阪市)

3 概 要

〔協議事項〕

① 関西観光・文化振興計画(最終案)について

東京五輪等の国際イベントが予定されるなどの社会経済情勢等の変化を踏まえ、連合委員会での協議やパブリックコメント等を経ながら見直しを行っていた「関西観光・文化振興計画」の最終案を協議し、原案どおり了承された。今後、3月1日の連合議会に上程する予定。

※「関西観光・文化振興計画」は、関西広域連合広域計画に基づき、広域観光・文化振興分野として実施する関西の国際観光振興及び文化振興の戦略的取組の方向と重点的な施策の取組を明らかにするもの。

② 関西広域救急医療連携計画(最終案)について

広域医療連携のさらなる推進を図るため、連合委員会での協議やパブリックコメント等を経ながら見直しを行っていた「関西広域救急医療連携計画」の最終案を協議し、原案どおり了承された。今後、3月1日の連合議会に上程する予定。

※「関西広域救急医療連携計画」は、関西広域連合広域計画に基づき、広域医療分野として実施する関西の府県域を越えた広域救急医療連携に関する関西広域連合及び構成府県の取組等を定めるもの。

③ 平成26年度補正予算について

今年度の執行見込額に基づき作成した補正予算(案)について協議し、原案どおり決定した。今後、3月1日の連合議会に上程する予定。

【歳出予算の補正内容】

- ▶ ドクターヘリ運航経費の運航実績に伴う増額等(+19,735千円)
- ▶ 派遣職員人件費の見込みによる増額(+11,000千円)
- ▶ その他、事業費の節減等による減額(▲19,928千円)

【歳入予算の補正内容】

- ▶ ドクターヘリ運航経費に係る国庫補助金の減額(▲158,602千円)
- ▶ 上記及びドクターヘリ運航実績に伴う各構成団体負担金の増額(+171,606千円)
- ▶ その他、雑入の減(▲2,197千円)

4 その他

〔平成27年度関西広域連合一般会計予算案について〕

<本県が参加する各分野の事業概要>

【広域観光・文化振興】

- ・ 関西の魅力を戦略的に発信するため、KANSAI 国際観光 YEAR をはじめとする観光・文化振興の取り組みを展開し、KANSAI ブランドの構築と観光誘客の増大を図るとともに、2020年に開催が決定した東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズ2021に向けた情報発信などの取組を推進する。中でも、文化振興の取組として、国際シンポジウム「関西アーティスト・イン・レジデンス」を本県で開催。地域や関西文化の魅力を国内外に発信する。
- ・ また、ジオパーク活動の推進として、26年8月、新たに日本ジオパークに認定された「南紀熊野ジオパーク」とともに、関西にある優れた地質景観スポットを「地質の道」として提案・PRしていく。

【広域産業振興】

- ・ 医療総合展「メディカルジャパン」にブース出展等を行い、関西の産業ポテンシャルや先進的・革新的な研究等の紹介、医療機器分野への参入に向けた個別相談、大学等の研究成果と企業とのマッチングを目的としたセミナーなど、分野別計画である「関西広域産業ビジョン」に掲げる戦略に基づく取組を実施。

【広域産業振興（農林水産業）】

- ・ 直売所の集客の増加とエリア内特産農林水産物の消費拡大を図るため、広域連合で直売所間交流のマッチングを行う。（直売所マッチングサイトに、県内直売所（わったいな等）を掲載し、交流を促進。）
- ・ 関西の農林水産物・加工品及び食文化の情報を掲載した「関西の食リーフレット」を海外向けに改訂・情報発信し、販路拡大につなげる。

【広域医療】

- ・ ドクターヘリ6機目（京滋ドクターヘリ）の導入による「30分以内での救急搬送体制」の確立とともに、搭乗医師をはじめとした救急医療人材の育成を図る。
- ・ 薬物乱用防止対策や高度専門医療分野などの新たな広域医療連携課題について、調査・研究及び広報を実施。（危険ドラッグの撲滅に向けた合同研修会の実施など。）

※3月1日に開催される関西広域連合議会3月定例会に上程する予定。

関西経済界との意見交換会

1 日時 平成27年1月22日（木）12:30～15:00

2 出席者 連合側：井戸連合長（兵庫県）、仁坂副連合長（和歌山県）、三日月委員（滋賀県）、山田委員（京都府）、飯泉委員（徳島県）、門川委員（京都市）、竹山委員（堺市）、植田副委員（大阪府）、鳥居副委員（神戸市） …岡崎未来づくり推進局長が同席
経済界側：関西経済連合会、大阪・京都・神戸・堺商工会議所、関西経済同友会、滋賀県・和歌山県・鳥取県・徳島県商工会議所連合会 …鳥取県商工会議所連合会 藤縄会長出席

3 概要

官民連携のあり方や関西全般の課題について意見を伺うため、定期的に関西経済界の代表と意見交換会を実施しているもの。

<出席者の主なご発言>

藤縄会長（鳥取県商工会議所連合会）

- ・ 今年は「地域間連携」に力を入れていきたいので、昨年日本ジオパークに認定された「南紀熊野ジオパーク」との連携を考えていきたい。
- ・ 今年9月に「第4回アジア太平洋ジオパークネットワーク」の国際シンポジウムが山陰海岸で開催される。京都・兵庫・鳥取3県の連携を一層強め、世界に向けてPRしていきたい。

井戸連合長（兵庫県知事）

- ・ ジオパークについては、3県共同して積極的に取組を進めていく。また、ジオパークネットワークを進めることは非常に重要と考えているので、よろしく願いたい。

山田委員（京都府知事）

- ・ 関西の魅力の発信については、ジオパーク等も含めて関西の魅力を統一的に発信できることを強化していきたいと思っている。
- ・ 人形浄瑠璃や祭りをテーマに「文化の道」を作り上げて関西の魅力を発信していくとともに、いろんな原風景の魅力もしっかりと広域ルートとして打ち出していきたいと思う。

関西広域連合

【総括表】

平成27年度予算要求（要求額）

(H27.2現在)

3月議会に提出する予算議案として、2月下旬に発表予定。

(単位：千円)

〔7分野の取り組み〕	平成27年度 (要求額)	平成26年度 (当初予算)	対前年比	27-26差
○ 広域防災	19,555	21,111	△7.4%	△1,556
○ 広域観光・文化振興	35,199	32,309	8.9%	2,890
○ 広域産業振興	41,045	40,659	0.9%	386
└○ 農林水産振興	5,017	6,240	△19.6%	△1,223
○ 広域医療	1,250,710	871,216	43.6%	379,494
○ 広域環境保全	38,013	38,399	△1.0%	△386
○ 資格試験・免許	110,160	108,030	2.0%	2,130
○ 広域職員研修	4,292	4,304	△0.3%	△12
〔中長期的な視点からの広域課題への対応〕	15,639	12,389	26.2%	3,250
〔成長する広域連合としての的確な運営〕	340,254	341,268	△0.3%	△1,014
総計	1,859,884	1,475,925	26.0%	383,959

平成27年度主な取組について(案)

参考資料

1. [7分野の取り組み]

(単位:千円※()内は当初)

I 広域防災 (21,111 (19,555))

「防災・減災プラン」に基づき、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ最終報告及び国大綱、応急対策活動の具体計画を踏まえ、南海トラフ巨大地震への広域対応を中心に取り組む。

(1)大規模広域災害時における応援受援調整の実施	○ 南海トラフ巨大地震を中心とした大規模広域災害を想定した広域対応の推進	5,718	(6,138)
(2)広域応援・受援体制の整備	○ 関西の広域防災拠点のネットワーク化統一運用の検討	4,013	(5,344)
(3)防災・減災事業の推進	○ 経済団体等と連携した企業防災の支援	1,300	(1,108)
	○ 関西広域応援訓練の実施	7,033	(7,030)
	○ 防災担当職員等の災害対応能力の向上	1,081	(1,081)

II 広域観光・文化振興 (32,309 (35,199))

国際観光が国内外で大競争時代に入り、関西のもてる力を集約して文化と観光を振興する必要があることから、関西の強みをトータルに、1つのブランドとして戦略的に海外に向けて発信することに取り組む。
また、関西の文化の振興と発信力を一層高め、関西をこれまで以上に、わが国の文化の中心とすべく「文化首都・関西」の実現を目指し取り組む。

(1)KANSAIブランドの構築	(新) ○ 新広域観光周遊ルート誘客促進事業	5,000	
	○ KANSAI国際観光YEARの実施	5,607	(6,100)
	○ 海外観光プロモーションの実施	11,000	(11,000)
	○ KANSAI観光大使の任命と活用	490	(490)
	○ 関西観光WEBによる情報発信	2,000	(4,100)
	○ ジオパーク活動の推進	1,000	(1,000)
(2)基盤整備の推進	○ 通訳案内士等の人材育成	2,302	(2,302)
(3)関西文化の魅力発信	(新) ○ 東京オリンピック・パラリンピック等の開催に向けた関西文化の発信強化	4,320	
	○ 関西文化の振興と内外への魅力発信	1,070	(1,500)
	○ 連携交流による関西文化の一層の向上	2,000	(2,000)
	○ 関西文化の次世代継承と人材育成		
	○ 情報発信・連携交流支援・人づくりを支える環境(プラットフォーム)づくり		(1,000)

III-1 広域産業振興 (40,659 (41,045))

「関西広域産業ビジョン2011」で示した「世界の成長産業をリードするイノベーション創出環境・機能の強化」「高付加価値化による中堅・中小企業等の国際競争力の強化」「『関西ブランド』の確立による地域経済の戦略的活性化」「企業の競争力を支える高度人材の確保・育成」の4つの戦略に取り組む。

(1)「関西広域産業ビジョン2011」の着実な推進	○ 広域産業振興の取組に係る広報及び評価・検証	1,966	(1,631)
(2)ビジョンの目標(アジアの経済拠点形成)に向けた戦略事業の実施	○ アジアの経済拠点形成の促進	26,444	(25,490)
(3)世界の成長産業をリードするイノベーション創出環境・機能の強化	○ ライフ・イノベーション分野の振興	2,743	(3,573)
	○ グリーン・イノベーション分野の振興	1,846	
	○ 関西イノベーション国際戦略総合特区メリットの理解及び活用促進		
(4)高付加価値化による中堅・中小企業等の国際競争力の強化	○ プロモーションの実施	720	(920)
	○ ビジネスマッチングの促進		(5,726)
	○ 公設試験研究機関の連携	4,348	(2,161)
	○ 府県市が実施する新商品調達認定制度の広報連携	399	(449)
	○ 地域資源の活用		
(5)「関西ブランド」の確立による地域経済の戦略的活性化	○ 産官学による高度産業人材の確保・育成の推進	2,169	(299)
(6)企業の競争力を支える高度人材の確保・育成			

Ⅲ-2 広域産業振興(農林水産)

(⑤6, 240) (①5, 017)

農林水産業を競争力のある産業として育成・振興するために、「歴史と伝統ある関西の食文化を支える農林水産業」「異業種と連携した競争力ある農林水産業」「都市と共生・交流する活力溢れる農林水産業・農山漁村」「多面的機能を発揮する関西の農林水産業・農山漁村」の4つの将来像の実現を目指し取り組む。

(1) 地産地消運動の推進による域内消費拡大	○ 「おいしい!KANSAI応援企業」の登録	596	(710)
	○ 学校への特産農林水産物利用促進のための啓発	1,558	(2,620)
	○ 直売所の交流促進	2,193	(981)
(2) 食文化の海外発信による需要拡大	○ 「関西の食リーフレット」の改訂	260	(1,519)
(3) 国内外への農林水産物の販路拡大	○ 国内外への販路拡大につなげる効果的な情報発信		

Ⅳ 広域医療

(⑥871, 216) (①1, 250, 710)

関西全体を「4次医療圏」と位置づけ、「安全・安心の医療圏“関西”」を目指し、関西地域の資源を有機的に連携させることにより、府県域を越えた広域救急医療体制の充実、強化を図る。

(1) 関西広域救急医療連携計画の推進	○ 広域医療の取組に係る評価・推進	1,129	(1,129)
(2) 広域救急医療体制の充実	(拡) ○ ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実	1,247,507	(868,013)
(3) 災害、その他の連携課題に対応した広域医療体制の確立	○ 災害時における広域医療体制の強化	836	(836)
	○ 課題解決に向けた広域医療体制の充実	828	(828)

Ⅴ 広域環境保全

(⑦38, 399) (②38, 013)

関西のこれまでの取組の経験や蓄積を活かしながら、「低炭素社会づくり」、「自然共生型社会づくり」、「循環型社会づくり」および「環境人材育成」を中心に環境先進地域“関西”を目指す。

(1) 関西広域環境保全計画の推進	○ 関西広域環境保全計画の推進	748	(630)
(2) 再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進	○ 再生可能エネルギーの導入促進事業	327	(759)
	○ 住民・事業者啓発事業	1,919	(2,256)
	○ 関西スタイルのエコポイント事業	1,793	(1,333)
	○ 電気自動車普及促進事業	916	(1,454)
(3) 自然共生型社会づくりの推進	○ 関西地域カワウ広域保護管理計画の推進	17,145	(15,272)
	○ ニホンジカ等の広域的な鳥獣対策の推進	6,100	(6,118)
	○ 生物多様性に関する情報の共有および流域全体での取組による生態系サービスの維持・向上	5,541	(7,060)
(4) 循環型社会づくりの推進	○ 3R等の統一取組の展開	1,650	(1,646)
(5) 環境人材育成の推進	○ 人材育成施策の広域展開	1,201	(1,198)
	○ 民の力が生きる関西の育て・まちづくり情報の広域活用	263	(263)

Ⅵ 資格試験・免許

(⑧103, 030) (①110, 160)

調理師、製菓衛生師及び准看護師の資格試験・免許等事務に着実に取り組むとともに、新たな集約の可能性について検討する。

(1) 資格試験・免許の広域実施	○ 調理師・製菓衛生師	44,044	(41,774)
	○ 准看護師	上記に含む	

Ⅶ 広域職員研修

(⑨4, 304) (①4, 292)

職員が構成団体内にとどまらず、「関西」という幅広い視野で広域課題への対応能力を身に付けることができる取り組みを行う。

(1) 広域的な視点の養成、業務執行能力の向上を図り、職員間の交流につなげる取組	○ 政策形成能力研修の実施	3,100	(4,098)
	○ 団体連携型研修の実施		
(2) 研修の効率化	○ WEB型研修の実施	986	

2. [中長期的な視点からの広域課題への対応]

①12,389 ②15,639

広域インフラ、エネルギー政策、特区等の企画調整に取り組む。

(1) 地方分権改革の推進(国出先機関対策)	○ 地方分権改革の推進(国出先機関対策)	614	(1,555)
(2) 広域企画戦略	○ 広域的な流域対策の検討	1,167	
	○ エネルギー政策	2,556	(3,125)
	○ 産学官連携によるイノベーションの強化・推進	4,400	(1,109)
	○ 特区推進	3,600	(3,600)
	○ 関西圏域展望研究	3,302	

3. [成長する広域連合としての的確な運営]

③341,268 ④340,254 ※5/16更新済み

(1) 広域連合の効率的運営	○ 関西広域連合委員会、広域連合事務局運営	317,167	(317,607)
(2) 広域連合の見える化の推進	○ 情報発信の推進	4,232	(3,232)
	○ 市町村との意見交換会の開催	598	(612)
	○ 関西広域連合協議会の開催	4,450	(6,010)
(3) 広域連合議会の運営	○ 広域連合議会の会議及び委員会の開催	13,807	(13,807)

「H26鳥取県に関するイメージ調査」の結果について

平成27年2月12日

広 報 課

1 調査概要

(1) 目的

鳥取県のイメージ及び地域資源の認知度、観光・余暇等について、大都市圏及び中国・四国圏等の県外居住者が感じている意識や、求めているニーズを把握することにより、今後の県外情報発信や魅力向上の方策を探る。

(2) 調査対象及び調査方法

大手リサーチ会社に委託し、首都圏、中京圏、関西圏、中国・四国圏、九州圏の14都府県に居住する各年代別男女5,400人を対象に平成26年12月に実施。

〔内訳〕首都圏2,400人(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県各600人)、中京圏300人(愛知県)、関西圏900人(大阪府・兵庫県・京都府各300人)、中国・四国圏1,500人(広島県・岡山県・愛媛県・香川県・徳島県各300人)、九州圏300人(福岡県)

(3) 調査期間

平成26年12月16日から24日まで

2 結果概要(詳細は別冊のとおり)

今回の調査は、平成23年度から数えて4回目の調査。過去の調査と比べて、話題認知度、特産物認知度等の順位や傾向に大きな変化はみられなかった。

「鳥取県の魅力向上に必要な分野」として、「交通網の整備」に次いで「情報発信・PR・知名度アップ」が挙げられている。

(1) 本県に対するイメージ

○連想されるもの：約7割が「鳥取砂丘」と回答【別冊P6】

○連想する色：約6割が「ブラウン系」と「イエロー系」と回答【別冊P7】

⇒ 鳥取砂丘のイメージが非常に強い

(2) 特産物、観光地の認知度等

○話題認知度【P10】

・「ゲゲゲのふるさと鳥取県(61%(H23)→58%(H24)→54%(H25)→52%(H26))」が3年連続1位。

・次いで前回新規項目の「スターバックスが全国で唯一無い県(31%(H25)→50%(H26))」が1位に迫る勢い。話題性の高さを再認識。

・今回新規項目の「鳥取砂丘コナン空港の愛称化(23%)」「鳥取県の蟹取県への改名・鳥取県ウエルカニキャンペーン(6%)」も比較的高い認知度。

○特産物認知度【P11】

- ・「二十世紀梨（67%→65%→64%→64%）」が4年連続1位と安定。次いで「砂丘らっきょう（40%→37%→35%→36%）」。3位の「松葉がに（35%→29%→26%→30%）」は認知度が改善した。
- ・若年層になるほど認知度が低くなる傾向は全エリアで共通。

○観光地認知度【P12】

- ・「鳥取砂丘（94%→93%→92%→93%）」が4年連続で圧倒的。次いで「水木しげるロード（59%→59%→56%→56%）」、「大山（47%→40%→38%→39%）」と4年連続で同じ順位。なお、「砂の美術館（13%→17%→18%→19%）」が年々増加傾向。

（3）訪問意向等

- 鳥取県へ「行ってみたい（78%→75%→73%→74%）」は、直近3年間はほぼ同水準【P17】。エリア別では関西圏、中国・四国圏での訪問意向が高い。年代別では高年層になるにつれて訪問意向が高くなる傾向にあり、目的別では、温泉地（皆生、三朝、はわい・東郷）が比較的高い。【P12】

- 魅力が不足する点【P13】として「交通の便（46%→48%→29%*→31%）」、魅力向上に必要な分野【P14】として「交通網の整備（31%→27%→23%→22%）」がそれぞれ最多の回答ではあるが、徐々に減少しつつあり、交通インフラの改善が認識されている。

- 本県に行きたくない理由【P18】として、徐々に改善されつつあるものの「遠い・不便」（20%→19%→18%）が上位となっている。

* 「わからない・特にない」の設問を追加したことに伴う回答の分散。

（4）情報の入手経路等

- 情報の入手経路【P15】は「テレビ〔番組+CMの合算〕（35%→35%→36%→41%）」が4年連続で突出。次いで「インターネット〔SNS+それ以外の合算〕（18%→11%→12%→11%）」、「旅行雑誌（9%→10%→8%→7%）」と続いた。一方で「わからない・特にない」が約3割。

- 魅力向上に必要な分野【P14】としては、「交通網の整備（31%→27%→23%→22%）」に続き、3年連続で「情報発信・PR・知名度アップ（15%→18%→15%）」。今後も継続的かつ効果的な情報発信を行う必要がある。

3 今後の対応

- ・鳥取県に対するプラスイメージの増加につながる自然、人の絆、時間やゆとりなど鳥取県の持つ「強み」や交通アクセス向上など鳥取県の魅力アップに必要な情報を、視覚・聴覚双方に訴求し、情報到達率の高いテレビを中心とした情報発信により強力に推進する。
- ・広報課で分析し、PRのターゲットの考え方、PRコンテンツ選定等について、食や観光等の事業担当課に今後のPR戦略についてアドバイスしていく。

